

## 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について

## 【根拠法令】

- ・介護保険法（昭和38年法律第133号）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

## ■ 清須市保健福祉策定委員会

組 織	①福祉団体の代表者 8人以内 ②学識経験者 1人 ③住民の代表者 3人以内 ④医師 2人以内 ⑤歯科医師 2人以内 ⑥薬剤師 1人
任 期	3年

清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱による

## ■ スケジュール（案）

年 月	内 容
平成26年3月	ワークショップ参加者募集（広報・ホームページ）
平成26年4月	プロポーザル方式による業者選定、アンケート内容決定 ワークショップ（4/22 遊楽苑枇杷島 53名）
平成26年5月	アンケート発送 ワークショップ（5/13 総合福祉センター 46名）
平成26年6月	アンケート回収及びデータ入力・給付実績分析
平成26年9月	見込量協議（県）
平成27年1月	パブリックコメント
平成27年3月	計画書完成
※策定委員会を4回程度実施する。	

## ■ アンケート調査内容

調査名	調査対象者	対象者数
①日常圏域ニーズ調査	65歳以上（要支援・要介護認定者を除く。記名、無作為抽出）	4,000人
②基本チェックリスト	65歳以上 （①及び要支援・要介護認定者を除く。記名式）	8,400人
③要支援・要介護認定者用調査	65歳以上の要支援・要介護認定者 （無記名、無作為抽出）	1,200人
④サービス事業者用調査	近隣サービス事業者（無記名）	150件
⑤介護支援専門員用調査	近隣居宅介護支援事業所（無記名）	100件
⑥介護保険インターネットアンケート	全市民（無記名）	市ホームページにて回答